

別紙 5 開始及び中止等精算業務に係る実施要領

(1) 開始及び中止受付

- ① 受注者は、使用者等から電話等により使用開始又は中止の申し出を受けた時は、水栓所在地、使用者名、連絡先、使用開始年月日又は中止年月日等を確認のうえ必要事項を電算システムに入力処理するとともに、受付の記録が残るよう処理すること。
- ② 受注者は、使用開始の申し出を受けた際は、支払方法について案内すること。
- ③ 受注者は使用者の名義変更及びその他料金請求先住所の変更等の申し出を受けた時はその必要事項を入力処理して受付の記録を残すものとし、その他、支払方法等の変更についても確認すること。
- ④ 受注者は転出等による使用中止に係る精算を行う場合は「別紙 3 水道メーター検針業務及び水道料金等調定並びに更正業務に係る実施要領」に定める検針業務に基づき検針を行うとともに、使用中止日までの料金（以下「精算分」という。）を計算し、精算分と併せて未納料金を収納すること。なお、電話以外の方法で使用中止の申し出をした未納料金のある使用者等には納付相談を行い、使用中止日までの料金を精算すること。
- ⑤ 使用開始又は中止の申し出を受け付けた個人情報、本要求水準書第 14 条の規定に基づき適正に管理すること。
- ⑥ その他、開始及び中止等精算業務について必要な処理を行うこと。